

社会福祉法人 愛染会

女性活躍推進法、次世代法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」の両法律に基づいた一体型として行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に男性職員が育児休業を1人以上取得する。

〔対策〕

○令和4年10月～男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職に対して説明の機会を設ける。

○令和4年10月～育児休業の取得希望者を対象に説明会の実施

目標2：課長以上女性管理職の割合を34%にする。

〔対策〕

○令和4年4月～各事業所にて外部研修への参加機会を設ける。

○令和4年4月～役付け職員に対しての面談又は啓蒙活動を行う。

目標3：計画期間内に年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間9日以上とする。

〔対策〕

○令和4年4月～年次有給休暇取得促進月間に各部署へ取得促進の働きかけを行う。

○令和4年4月～半期に1回、各部署で取得促進を促していく。